

議会改革特別委員会における調査等の基本方針

第1条 議会改革特別委員会（以下「委員会」という。）は、加須市議会の議会改革に全責任をもって対応するものとする。

2 本委員会は、「議会改革に関すること」を付議事件とし、平成28年第4回加須市議会定例会2日目の本会議（平成28年11月30日）において、全会一致で設置された特別委員会であり、付議事件の終了まで全責任をもって対応するものとする。

第2条 本委員会は、付議事件の内容に鑑み、会議を公開し、調査等の日程を市議会ホームページに掲載するものとする。

第3条 委員会は、会議録を作製し、市議会ホームページに掲載するものとする。

第4条 委員会は、開会後に「特別委員会通信」（以下「通信」という。）を発行するものとする。

(1) 委員会は、開会ごとに調査及び審査内容に関する通信を発行し、議員間における議会改革の問題意識の共有に努めるとともに、市議会ホームページに掲載し、広く周知するものとする。

(2) 通信の掲載内容は、委員長の判断によるものとする。

第5条 委員会は、委員外議員の発言を活用するものとする。

2 委員会は、議員間における問題意識を共有し、議員の意見をくみ取るため、別記会議規則第116条の規定に基づき、委員外議員の発言を認めるものとする。

第6条 加須市議会は、合議機関として議会改革の合意形成に努めるものとする。

2 委員会は、委員長が必要と判断したときは、全議員を対象とした説明会等を開催するものとする。

第7条 委員会資料は、公開するとともに、必要に応じて傍聴者等に配布するものとする。

附 則

この基本方針は、平成28年12月9日から施行する。

別記（第5条関係）

（委員外議員の発言）

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。